一般財団法人富山県建築住宅センター

令和7年4月1日以降に工事着手した場合の手続き等についてのお知らせ

令和7年3月31日までに確認済証の交付を受けた2号建築物で、令和7年4月1日以降に工事 着手した場合、完了検査申請前までは、以下の点に留意してください。

- ※施行日前(令和7年3月31日以前)に確認済証の交付を受け、かつ工事着手した建築物のみ 旧法が適用されます。
- ※上記に該当するか否かは、完了検査申請時に申請書内の工事着手年月日及び着工日を証明できる書類(日付入りの現場工事写真等)で確認させていただく場合があります。
- ①以下の図書を追加で添付(提出)
  - ○「計画変更確認申請」時又は「申請書等記載事項変更届」提出時(計画変更がない場合)
    - ・意匠図関係 LVS 計算書(採光・換気・排煙)

給排水衛生・電気・ガス設備関連図書

二面以上の断面図

※当初添付済みの場合は除く

・構造図関係 ※構造規定が確認できる図書等

(地盤調査報告書等含む)

・省エネ関係 ※省エネ基準等の適合が確認できる図書等

(仕様基準関係、省エネ適判通知書、住宅性能評価書等 →他機関の上記通知書等は、書類一式も必要となります。)

- ②完了検査申請書への記載上の留意点
  - ○備考欄に構造関係規定の経過措置の適用の有無を記載
    - 例.適用がない場合 「経過措置の適用無し」

適用がある場合 「建築基準法施行令第 43 条第 1 項及び第 46 条第 4 項の経過措置の 適用有り |

枠組壁工法等、その他の経過措置を適用する場合

「平成 13 年国土交通省告示第 1540 号及び第 541 号(枠組壁工法) の経過措置の適用有り |

- ③その他の留意点
  - ○工事の着手について
    - ・「杭打ち工事」「地盤改良工事」「山留め工事」又は「根切工事」に係る工事を開始すること ※工事看板又は仮囲いの設置工事、縄張り等は、工事着手とはなりませんので注意
  - ○**建築物の使用制限**について
    - ・令和7年4月1日より、審査省略制度(いわゆる「4号特例」)の範囲が縮小され、木造戸建て住宅(2号建築物)は、使用制限が適用されます。検査済証が交付されるまでは建築物を使用できませんので、手続き等に留意すること